

公文書館における公開の諸問題—コメント—

国立公文書館 大濱 徹也

公開をどうするか、どれくらい眠らせるかという問題を考える時に問われるのは、アーカイブズのお客さん、クライアントは誰かという問題です。その背景には、記録の保管庫としてのアーカイブズに何を求めるのか。県なら県、自治体にしても自治体の存在の証だろうし、国の存在の証だろうし、県民、国民の存在証明みたいなものがアーカイブズの重要な役割としてあるのではないのでしょうか。ある種の権利の証明というものをアーカイブズがどれだけ担えるか。日本では不十分ですが、アーカイブズが社会的認知を、国民的な認知を得ていく上で、こういう機能をもつか否かが問われてくるのではないのでしょうか。今のところそのような芽はないようですが、それに近い役割をし得る器ではないのでしょうか。そのためには、日本の社会のなかで、国にしても県にしても、行政の担当者がアーカイブズへのある種の不信感を持ち、何を担うかを知らない、知ろうとしない現実がある。また国民にしても、アーカイブズは歴史好きの場としか視ない眼がある。それだけに、公文書館とか文書館とは、いかなる器かにつき、目録の公開作業をとおして問いかけていくことが求められています。国立公文書館の場合では、移管された文書目録だけはなにしろ全部公開し、審査が必要なもの、公開のものがあることを知らせています。かつ要審査というのは、必要に応じて審査をし、公開する体制をとっていることを提示しています。その一方では、それぞれの送ってきた原課との関係の中で、原課が非公開にしたいというのがあれば、もうこれは公開でいいのではないですかという交渉も当然していきます。こうした相互の対話をするなかで文書を作る方との信頼関係を形成していかなければなりません。といいますのは、日本では、ある意味でいえば、記録を蓄積し、残された記録をふまえた討論をなし、そのヘゲモニーをきそうというか、その政策なり持っている価値の優位性を議論するという文化が乏しい。ですから残されてくる記録というのは本当にならうわ

ずみだけ、議事録にしても。しかし、これから残していくことが求められるのは、行政機関情報公開法とか何かの絡みもあり、どういう仕事をやったかをきちんと説明する記録を残し、その業務の必要性を説得することです。これが記録の公開、残された記録の公開というものに在るわけです。この相互キャッチボールをやりながら、送ったら見せちゃうのではないかという行政の現場が、いなく不信感を払拭しながら、むしろ、あなたたちの残した記録というものが後の世においてはより多く生きてくるんですよということを理解してもらう作業が今の状況ではないでしょうか。それだけに目録を公開して、広く社会に対していつでも必要なら見られますよ、それは過去の政策の検証にもなるんですよということをしていくことで、社会的認知を求める営みが必要でしょう。この公開では、30年原則というものは一応あるけれども、公開については社会の成熟度の問題があると思います。極端に言うと日本の市民文化とか政治文化というのは記録に基づいて議論をしてきたという訓練を受けていませんから、公開にともなう責任とか義務についての認識がきわめて弱いと思います。そういう状況がある成熟度を持つてくるには時間がかかるし、しかも作った方の人たちのある理解も得て、記録をなるべく残させ、引き継いでいくためには、ある意味では臆病なほど保守的にある部分は眠らせなければならない問題があるようにも私は思っています。かなり早いところ公開しようとは言いますが、あるものについては臆病なまで凍結しておく必要があるものもありません。その代わり公開するときには極めて大胆にした方がいいというのは、ある年度から以前のは全部公開しますよというようなやり方をとっていかないと、担当している専門職は持たないだろうと思います。ある部分はマスキングをする、ある部分は封印するというやり方では、どうしても担当者による恣意的判断が働いたとして問題がおこるのではないのでしょうか。それだけに大胆に年代、ここまでは公開するとか、戦前はここまではみんな見せますよというものの合意の取り付けに努めることが望まれます。そうした意味でいうと、ここにいらっしゃっている各館は、各々に設立母体を持っている政治文化によって非常に多様ななりたちと性格をおびているわけです。ですからそれぞれの設立母体が生み出した差異があるわけですから、その差異性を確認しながら、共通項をどうやって作っていくかを論ずるなかで、ある全体的な一つの共通項目と各個性

というものをつくりあげていくことが求められましょう。いままでそういう議論があまりなされていなかったと思います。これからのアーカイブズというのは、ある原則にあてはめて考えるのではなく、各館の固有性を理解し、その上にたつてある普遍的な共通項－公開への道をつくることが問われているのではないのでしょうか。その一方で情報公開法だとか、おそらくこれから出てくる記録管理法・記録管理条例というものと一体となしうる現代の記録の保管庫としてどういう役割を担っていくのかが問われるわけです。そのなかで、アーカイブズが担うべき知の共有をどうしていくのか。そこでかわされた議論を広く共有しながら、議論となった問題をお互いの共通理解としていくことで次の飛躍を図っていければいいと感じています。アーカイブズのクライアントは国民であり、市民なのだという原点をふまえて。